

【香芝市国民健康保険に加入しているかたへ】

《高額療養費の申請方法が簡単になります》

ひと月の医療費が所得区分に応じて決められた限度額を超えた場合、その差額分の金額が高額療養費として支給されます。これまでは高額療養費に該当する度に申請書を提出していただく必要がありましたが、令和4年4月診療分よりご希望により自動振込が可能となります。

● 自動振込の登録の流れ

「国民健康保険高額療養費支給申請書（手続きの簡素化用）」に口座情報（※）をご記入の上、国保医療課にご提出いただきますと、今後は申請が不要となります（登録口座に自動で振込します）。振込時期は受診月より約3ヶ月後となりますが、医療機関からのデータが遅れている場合、振込が遅れる場合があります。振込日前には、高額療養費支給決定通知書を送付いたします。

（※）世帯主口座での登録が基本となります。

● 自動振込の対象とならない場合

以下の場合には自動振込の対象となりません。ご注意ください。

- ・ 口座解約等で指定された金融機関の口座へ振込が出来なかった場合
- ・ 国民健康保険料の滞納が生じた場合
- ・ 転出、世帯分離などによる異動があった場合

● その他

- ・ 令和4年3月診療分までは、これまで通り、申請書を提出していただく必要があります。
- ・ 75歳到達、またはその他の理由により後期高齢者医療制度に移行した場合には、別途、高額療養費支給申請書の提出が必要です。自動移行はされませんので、ご注意ください。
- ・ 交通事故などの第三者行為、通勤途中もしくは仕事上の負傷、医療費の窓口負担額の未払い、無料低額診療などに該当する場合は、国保医療課までお知らせください。

【問い合わせ先】

〒639-0251

香芝市逢坂一丁目374番地1

香芝市総合福祉センター内 国保医療課

TEL：0745-79-7528（直通）

FAX：0745-79-7532